

江戸川区国民健康保険事業の
運営に関する協議会 殿

江戸川区長 斉 藤 猛

江戸川区国民健康保険事業の運営に関する協議会規則の規定による
諮問について（諮問）

江戸川区国民健康保険事業の運営に関する協議会規則(昭和 35 年 1 月 13 日規則第 1 号)
第 2 条の規定に基づき、下記の事項について貴会の意見を求めます。

記

第 1 号 江戸川区国民健康保険条例の一部改正について

(1) 国民健康保険料の保険料率に関する規定の改正

[諮問内容]

国民健康保険料の所得割料率及び被保険者均等割額の一部を次のとおり改正する。

① 被保険者に係る基礎賦課額の保険料率（第 15 条の 4）

所得割料率 8. 59 / 100

均等割額 50, 400 円

② 被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率（第 15 条の 12）

所得割料率 2. 97 / 100

均等割額 17, 400 円

③ 介護納付金賦課額の保険料率（第 16 条の 4）

所得割料率 2. 45 / 100

均等割額 17, 400 円

[諮問理由]

国民健康保険事業費納付金（基礎分、後期高齢者支援金等分及び介護納付金分）
等に見合う適正な保険料を確保するために、保険料率等を変更する必要があるため。

(2) 国民健康保険料賦課限度額に関する規定の改正

[諮問内容]

国民健康保険料の賦課限度額の一部を次のとおり改正する。

① 基礎賦課限度額（第 15 条の 8）

賦課限度額 66 万円

② 後期高齢者支援金等賦課限度額（第 15 条の 16）

賦課限度額 26 万円

[諮問理由]

国民健康保険法施行令が改正されるため、改正後の内容に合わせて賦課限度額を変更する必要があるため。

（3）国民健康保険料被保険者均等割額の軽減基準の改正（第 19 条の 2）

[諮問内容]

被保険者均等割額の減額措置対象となる軽減基準の一部を次のとおり改正する。

・被保険者均等割額の軽減基準

① 5 割減額の判定所得額

43 万円 + (給与所得者等の数 - 1) × 10 万円 + 30.5 万円 × 被保険者数

② 2 割減額の判定所得額

43 万円 + (給与所得者等の数 - 1) × 10 万円 + 56 万円 × 被保険者数

[諮問理由]

国民健康保険法施行令が改正されるため、改正後の内容に合わせて減額措置対象となる軽減基準を変更する必要があるため。

（4）国民健康保険料被保険者均等割額の減額に関する規定の改正

① 被保険者均等割額の減額に関する規定の改正（第 19 条の 2）

[諮問内容]

被保険者均等割額の減額対象となる減額する額を次のとおり改正する。

・被保険者均等割額から減額する額

ア 基礎賦課額

7 割減額 35,280 円

5 割減額 25,200 円

2 割減額 10,080 円

イ 介護納付金賦課額

7 割減額 12,180 円

5 割減額 8,700 円

2 割減額 3,480 円

[諮問理由]

被保険者均等割額の改正に伴い、被保険者均等割額から減額する額を変更する必要があるため。

② 未就学児の被保険者均等割額の減額に関する規定の改正（第 19 条の 4）

〔諮問内容〕

6 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）の被保険者均等割額から減額する額を次のとおり改正する。

- ・ 未就学児の被保険者均等割額から減額する額

ア 基礎賦課額

7 割減額世帯	7, 5 6 0 円
5 割減額世帯	1 2, 6 0 0 円
2 割減額世帯	2 0, 1 6 0 円
上記以外の世帯	2 5, 2 0 0 円

〔諮問理由〕

被保険者均等割額の改正に伴い、未就学児の被保険者均等割額から減額する額を変更する必要があるため。